

京都市告示第448号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年 2月13日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
深草経49号 線	伏見区深草大亀谷東久宝寺町20番地の 13地先から	旧	メートル 4.20	メートル 2.20
	同町41番地地先まで	新	4.20	0.91 ~ 3.50
深草緯206号 線	伏見区深草大亀谷東久宝寺町20番地の 11地先から	旧	20.10	6.00
	同町20番地の9地先まで	新	20.10	6.00 ~ 9.10

(建設局土木管理部道路明示課)